

新連載 「消費税増税！」 準備は大丈夫ですか？」 ①

税理士・久保 聡 (旭日税理士法人)



消費税率は平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%と2段階で引き上げられる予定です。実際に増税するかどうかは来月初めに最終判断されます。

ただし、来年4月から消費税がアップするといっても、すべての取引が引き上げの対象になるわけではありません。一定の取引については、来春以降も従来の5%が適用される経過措置が設け

引き上げを前提に説明しますが、平成27年10月の引き上げ時と同様の経過措置が適用される予定です。

①工事や製造の請負契約
工事や製造の請負について今年の9月30日までに契約した場合は、その引渡し日(平成26年4月1日)以降になっても消費税率は従来の5%が適用されます。

本年9月30日までの契約なら従来5%適用も

これらの契約は、仕事の完成に長期間を要し目的物の引渡しが一括して行われるなどの要件を満たす必要があります。

また、この経過措置は、今年の9月30日までに契約していれば、施行日前に仕事に着手しているかどうか、目的物の引渡しが行日以降のいつになるか、対価の全部または一部を收受しているかどうかは問いません。

②資産の貸付け契約
店舗や事務所などの賃貸借契約を今年の9月30日までに結び、施行日(平成26年4月1日)前から引き続き貸付けを行って

5%が適用されます。

今年の9月30日までに契約しても貸付け開始が施行日以後の場合は、経過措置の適用はなく消費税率は新しい8%が適用されます。

③雑誌等の年間購読
雑誌等の年間購読で今年の9月30日までに契約し、施行日(平成26年4月1日)前までに代金を

成26年4月1日)前に申込みを受け、その条件に従って施行日以後に商品販売する場合は、消費税率は従来の5%が適用されます。

次回は「施行日(平成26年4月1日)をまたぐ取引の取り扱い」を紹介いたします。

プロフィール
久保 聡

旭日税理士法人 理事

副所長・東京事務所長。会社の税務を得意とし、東京を拠点に仙台でも活動。「クラ